



## いわゆるゴト行為等への迅速な対策を講じるためのガイドライン

別紙の者は、下記の規定に従い、相互に協力し、各自の責務を果たすことを約束する。

### 記

#### 1 目的

このガイドラインは、いわゆるゴト行為及び遊技機の不具合等の発生に対して、関係者が迅速に有効な対策を講じることができるようにするために締結するものである。

#### 2 定義

- (1) いわゆるゴト行為とは、ぱちんこ営業者（以下「ホール」という。）の意思に反し、本来の遊技行為以外の不正な行為を行うことにより遊技機から玉又はメダルを窃取することをいう。
- (2) 遊技機の不具合とは、製造業者及びホールが遊技機を営業所に設置する前に認知できなかった遊技機に係る欠陥であって、当該営業者に不測の損害を与えるおそれのあるものをいう。

#### 3 端緒情報入手時の対応

- (1) ホールが所属する団体（以下「ホール団体」という。）等は、ある遊技機に関して、いわゆるゴト行為、不具合等について具体的な情報を入手した場合には、当該遊技機の製造業者（以下「メーカー」という。）及びメーカーが所属する団体（以下「メーカー団体」という。）に速やかに当該情報を提供するとともに、メーカーに対して必要な対策の検討を要請する。
- (2) メーカー団体は、メーカーに対し、対策についての速やかな検討を促すとともに、必要な指導をする。
- (3) メーカー団体、ホール団体及びメーカーは、警察庁に対し、速やかに当該情報及び対策の検討の開始について連絡する。また、メーカー団体、メーカー及びその他団体は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）による調査に全面的に協力するものとする。

#### 4 メーカーによる検討

- (1) メーカーは、当該情報を認知したときは、速やかにその対策の検討を開始し、出来る限り早期にその結論が得られるよう努めるものとする。
- (2) 業界団体は、メーカーの検討に協力する。
- (3) メーカーは速やかに必要な対策を講じることができるよう、出来る限り、遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがあるもの以外のものの変更による対策を検討する。

- (4) 上記の対策が極めて困難であると考えられる場合に、電子的部品の付加等遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがあるものの変更による対策を検討する。
- (5) 対策は、ホール団体の了解が得られるものとする。

#### 5 遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがあるもの以外のもの変更による対策

メーカー及び対策を要する遊技機を設置しているホール（以下「関係ホール」という。）が4（3）の対策を講じようとする場合には、メーカーは、ホール団体と連携して、関係する公安委員会に対し、当該対策に係る変更の内容について説明し、その了解を得た上で、関係ホールにおいて当該対策のための変更を行うこととする。当該変更の具体的方法については、その変更の機会を捉えて不正行為が行われることがないよう、メーカー及びホール団体が十分協議し、公安委員会の了解を得て決定するものとする。また、関係ホールは、当該変更について公安委員会に対する届出を行うものとする。

#### 6 遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがあるものの変更による対策

- (1) メーカー及び関係ホールが4（4）の対策を講じようとする場合には、メーカーは、メーカー団体及びホール団体からの同意書をもって、一般財団法人保安通信協会（以下「保通協」という。）に対し、対策を講じた遊技機（検定を受けた型式に属する遊技機について当該対策のための変更のみを行ったものであって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第9条に規定する遊技機の基準（以下「遊技機基準」という。）に該当しないものに限る。以下「対策機」という。）について優先的な型式試験を実施するよう要請する。メーカーは当該試験の申請については保通協の指示に従うものとする。
- (2) この場合において、別紙の者は、保通協が対策機についての型式試験を他の遊技機の型式試験に優先して行うことを認める。
- (3) メーカー及び関係ホールが対策機に係る型式試験の結果の交付を受けるまでの間の緊急の対策として、遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがあるもの以外のもの変更を行う場合には、5の措置を行うこととする。
- (4) メーカー及び関係ホールが対策機に係る型式試験の結果の交付を受けるまでの間の緊急の対策として、遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがあるものの変更を行わざるを得ない場合には、メーカーは、メーカー団体及びホール団体からの同意書をもって、当該変更をした遊技機について遊技機基準に該当しないものであることの鑑定を保通協に要請する。メーカーは、当該鑑定の申請については保通協の指示に従うものとする。

当該鑑定により、メーカーが保通協から当該変更をした遊技機が遊技機基準に該当しない旨の回答を得た場合には、メーカーは、ホール団体と連携して、関係する公安委員会に対し、当該対策に係る変更の内容について説明し、その了解を

得た上で、関係ホールにおいて当該対策のための変更を行うこととする。当該変更の具体的方法については、その変更の機会を捉えて不正行為が行われないことがないよう、メーカー及びホール団体が十分協議し、公安委員会の了解を得て決定するものとする。また、関係ホールは、当該変更について事前に公安委員会から承認を得て行うものとする。

なお、当該変更が行われた遊技機については、型式から外れることとなる。

- (5) メーカーは、当該型式試験により、対策機について遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条に規定する技術上の規格に適合している旨の結果を受けた場合には、対策機の型式について公安委員会の検定を取得する。その上で、メーカーは、緊急の対策が講じられている遊技機と対策機との入れ替えについてホール団体と協議する。関係ホールにおいては、当該協議の結果を踏まえ、公安委員会から遊技機の入替えに伴う変更の承認を得た上で、メーカーの協力を得て、速やかに対策機との入れ替えを進めることとする。

## 7 遊技客の安全に影響を与える可能性のある遊技機の不具合の対応措置

- (1) 遊技機の発火等ホールにおける遊技客の安全に大きな影響が及ぶと考えられ、且つその原因が遊技機の不具合による可能性がある事象（以下「発火等」という。）が発生した場合には、ホールはホール団体及び当該ホールの所在地を管轄する公安委員会に、発火等が発生した遊技機のメーカー（以下「当該メーカー」という。）はメーカー団体及び当該発火等が発生した遊技機の型式の検定を行った公安委員会に速やかに報告する。
- (2) 上記（1）の報告を受けた団体は、速やかに、相互に連絡して情報を共有して緊急の協議を実施するものとする。
- (3) （2）の緊急協議においては、当該メーカーの出席を求め、その意見を聴取のうえ、当該遊技機及び当該遊技機と同一の機種等に対する当面の稼働停止を含む対策について協議し決定するものとする。但し、当該メーカーが稼働停止を要請した場合には、その要請を原則として尊重するものとする。また、協議の結果は、販社団体等関係団体に連絡するとともに、当該メーカーから速やかに当該稼働停止に係る遊技機の型式の検定を行った公安委員会にも報告するものとする。
- (4) 当該メーカーは、発火等の原因を究明し、その対策が遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがないことが確認された場合は、5に準じて措置を行う。
- (5) 当該メーカーは、発火等の原因究明によってその対策が遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがあるものの変更の場合には、6に準じて措置を行う。
- (6) 当該遊技機と同一の機種等の稼働停止がなされた場合、その解除時期については、（2）の団体相互の協議により決定する。この検討に当たっては、（3）乃至（5）に定める措置の状況等、諸般の事情を勘案するものとする。なお、協議において稼働停止の解除時期が決定された場合は、当該メーカーは、当該稼働停止

が解除される前に当該稼働停止に係る遊技機の型式の検定を行った公安委員会にその旨を報告するものとする。

- (7) 原因の究明に長期間が予想されるとき又は対応措置がなされるまで相当の長期間を要すると思われ、遊技客の安全が危惧されるときは、必要に応じ、(2)の団体相互の協議により、当該メーカーに回収措置の勧告をすることが出来る。但し、当該メーカーが自主的に回収するときは、この限りでない。
- (8) 上記(6)及び(7)における協議については必要がある場合には、当該メーカーの出席を求めることができる。また、各段階における協議で決定をみないときは、全日本遊技事業協同組合連合会、一般社団法人日本遊技関連事業協会、日本遊技機工業組合及び日本電動式遊技機工業協同組合の4団体において調整を図るものとする。
- (9) 発火等の原因については、再発防止に資するため、適切な時期にその情報を、セキュリティー対策委員会等の適宜の場において関係する団体に公開するものとする。
- (10) 上記(2)乃至(9)の各段階において、当該メーカー又はメーカー団体等は、関係行政当局に対して報告連絡を緊密に行い、その指導を受けるものとする。

## 8 ガイドラインの効力等

- (1) このガイドラインは、締結の日（平成28年5月1日）から1年間有効とする。
- (2) このガイドラインは、別紙の全員の同意があるときは改正をすることができる。

## 9 ガイドラインの限界

いわゆるゴト行為や遊技機の不具合等により関係者に生じた損害の補償等については、当事者間において協議されるものとし、それらについてこのガイドラインは一切の関係を有しないものとする。

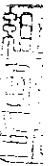
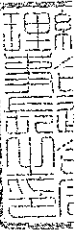
〈業界団体〉

日本遊技機工業組合  
日本電動式遊技機工業協同組合  
全日本遊技事業協同組合連合会  
全国遊技機商業協同組合連合会  
回胴式遊技機商業協同組合  
一般社団法人遊技場自動サービス機工業会  
電子遊技機工業協同組合  
一般社団法人日本遊技関連事業協会

〈製造業者〉

株式会社アイウィル  
株式会社アクロス  
株式会社イープレイ  
株式会社ウェーブ  
サン電子工業株式会社  
株式会社スター  
清龍ゲームジャパン株式会社  
株式会社タイヨー

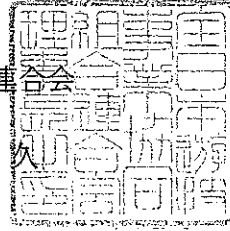
株式会社ネイル  
株式会社ヒット  
株式会社マツヤ商会  
株式会社ユニバーサルプロス  
株式会社 JIN



いわゆるゴト行為等への迅速な対策を講じるためのガイドライン同意書

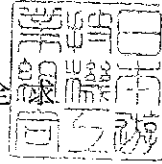
全日本遊技事業協同組合連合会

理事長 阿部 恭



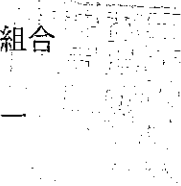
日本遊技機工業組合

理事長 金沢 全



日本電動式遊技機工業協同組合

理事長 佐野 慎一



全国遊技機商業協同組合連合会

会長 中村 昌



回胴式遊技機商業協同組合

理事長 伊豆 正



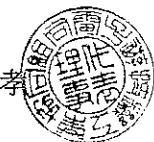
一般社団法人遊技場自動サービス機工業会

理事長 古宮 重雄



電子遊技機工業協同組合

理事長 寺尾 文孝



一般社団法人日本遊技関連事業協会

会長 庄司 孝輝



〒171-0014 東京都豊島区西池袋2-68-5-603  
所在地 株式会社 アクロス  
御社名 株式会社 アクロス  
代表者 代表取締役 小松原 富美雄



所在地 東京都江東区有明三丁目7番26号  
有明フロンティアビルA棟  
御社名 株式会社 アクロス  
代表者 代表取締役 中島 忠雄



〒559-0025 大阪市住之江区平林南2-8-33  
所在地 株式会社 イープレイ  
御社名 株式会社 イープレイ  
代表者 代表取締役 小松原 一高



所在地 広島市南区仁保三丁目4番2号  
御社名 株式会社 ウェーブ  
代表者 代表取締役 山本 基彦



所在地 埼玉県秩父市下吉田7796番地1  
御社名 サン電子工業株式会社  
代表者 代表取締役 朝香 純男





所在地 福岡市博多区那珂2丁目1番1号  
御社名 株式会社 ス タ ー  
代表者 代表取締役 石塚祥貴



所在地 東京都台東区蔵前3丁目17番4号  
御社名 清龍ゲームジャパン株式会社  
代表者 代表取締役 尹 弼 暎



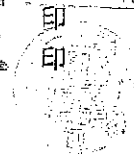
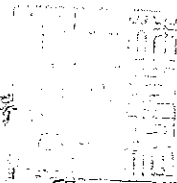
所在地 東京都港区芝四丁目3番5号  
御社名 株式会社 タイヨ一  
代表者 代表取締役 小山英樹



所在地 〒901-0146 神奈川県那覇市字具志一丁目1番地11-302号  
御社名 株式会社 ネ イ ル  
代表者 代表取締役 蛭川直樹



所在地 大阪市北区東天満二丁目10番31-403号  
御社名 株式会社 ヒ ッ ト  
代表者 代表取締役 馬 場 仁



所在地 広島市南区仁保3丁目4番2号  
御社名 株式会社 マツヤ商会  
代表者 代表取締役 山本基就

印  
印

所在地 東京都江東区有明三丁目7番26号  
有明フロンティアビルA棟  
御社名 株式会社 ユニバーサルプロス  
代表者 代表取締役 川村利行



所在地 東京都千代田区岩本町二丁目9番3号  
御社名 株式会社 JIN  
代表者 代表取締役 村田正樹

印  
印